

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和6年11月8日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 アーク不動産株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) コメリPRO盛岡津志田店 盛岡市津志田南一丁目12番50号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(4) 変更の年月日 令和6年7月23日

(5) 変更の理由

ア 大規模小売店舗の名称の変更のため

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者及び代表者の変更のため

2 届出年月日 令和6年10月25日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所